

令和7年度 障害児通所支援事業者等 運営指導における主な指導事項

1 全サービス共通事項 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

項 目	指 導 事 項	ポ イ ン ト
勤務体制等	雇用契約書又は労働条件通知書等によって、当該事業所における管理者、児童発達支援管理責任者等であることが明確に位置付けられていないので、書面により明らかにすること。	辞令や労働条件通知書等による書面による位置づけを行ってください。
	従業員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講じること。	ハラスメントの防止のために必要な措置の具体的な内容としては、①職場におけるハラスメント防止のための方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。②従業員からの相談に応じ、適切に対応するため、相談窓口を設定し、周知するなどの体制の整備を行うことが挙げられます。これらの事項の整備を行ってください。
会計区分	会計が事業ごとに区分されていないので、事務的経費等についても按分する方法により、会計を区分すること。	児童発達支援、放課後等デイサービスその他複数の事業を実施する場合には、事業ごとに会計を区分してください。
契約内容の報告	サービスの利用に係る契約（支給量の変更、契約を終了したときを含む。）をしたときは、契約内容について市町村に報告すること。	契約内容報告書を、支給決定を行っている市町村の窓口に提出してください。
従業員の秘密保持等 (業務上知りえた秘密について)	従業員に対する業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持についての義務付け（誓約書等）がされていないため改めること。	利用者の家族の個人情報を取り扱う場合には、家族の代表だけでなく、個人情報を取り扱う可能性のある家族全員からの同意を得るようにしてください。
	個人情報の使用について、個人情報を使用する利用者の家族について、文書による同意が得られてない事例が見受けられたので、該当する者から個人情報を利用することについて、文書による同意を得ること。	
支援計画	放課後等デイサービス計画等の作成を利用者の利用開始後に作成している事例など、基準で定められている適切な手順による支援計画の作成がなされていない事例が見受けられたので改めること。	個別支援計画の作成のための会議記録についても、記録を保存してください。また、個別支援計画作成（見直し）の手順を遵守してください。 ※個別支援計画の作成がされていない場合、見直し時期が遅れている場合は、減算の対象となります。

項 目	指 導 事 項	ポ イ ン ト
衛生管理	従業員の健康診断が実施されていない又は結果の記録が適切に管理されていない事例が見受けられたので改めること。	常勤の従業員については、年に1回の健康診断を実施し結果を記録する必要があります。また、非常勤の従業員においても、健康診断等の受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握してください。
重要事項説明書及び運営規程	運営規程と重要事項説明書の記載に相違があるので改めること。 ・キャンセル料、その他の費用 ・通常の事業の実施地域 ・営業日、営業時間、サービス提供時間 ・従業員の勤務体制、員数 等	特にキャンセル料について、重要事項説明書にしか記載されていない事例が多く見受けられました。 運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。 なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。
	運営規程の虐待防止に関する事項について義務付ける文言になっていないので改めること。また、委員会の設置について表記されていないので改めること。	「努める」ではなく「講ずる」と表記してください。 委員会の設置については（例）「虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等」と表記してください。 （令和3年度の省令改正において、虐待防止に関する規定の内容が運営規程に記載すべき項目として追加されています。）
	障害の特性に応じた適切な配慮されていないので改めること。	重要事項説明書や契約書を利用者に説明、交付する場合、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮が必要です。 障害の特性に応じた配慮については、様々な方法が考えられますが、多くの利用者に共通する方法として、拡大文字版やルビ版の重要事項説明書等の整備が考えられます。
契約内容の記載	指定障害児通所支援サービスを提供するときは、契約支給量その他必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載すること。	新しく契約をしたとき、契約内容の変更をしたときは、受給者証必要な事項を記載してください。
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画が策定されていない。	事業所から避難所までの経路の確認、関係機関や従業員等の連絡体制の整備、従業員への周知及び定期的な避難訓練を含めた計画を策定してください。
安全計画	安全計画が策定されていない。	安全計画は策定するだけでなく、従業員に対する周知や研修等の実施及び保護者への周知をまとめて行ってください。 また、毎年見直しを行い策定してください。
	従業員に対する周知、研修や訓練が行われていない。また、保護者に対し周知されていない。	
虐待防止 身体拘束等の禁止	虐待の発生又はその再発の防止のために必要な措置を講ずるべきところ、これが不十分であるため改めること。	基準省令に定められた虐待防止のための措置、身体拘束等の適正化を図るための措置をすべて講ずるようにしてください。また、委員会の開催（年一回以上）及び研修を計画的に実施してください。なお、身体拘束等の適正化を図るために必要な措置が一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算の上、給付費を請求することになります。（事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告が必要。少なくとも3か月間は減算を算定することとなります。）
	身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるべきところ、これが不十分であるため、改めること。	

項 目	指 導 事 項	ポ イ ン ト
業務継続計画（BCP）の策定	業務継続計画（BCP）の策定されていない。	業務継続計画（BCP）の策定については、感染症対策及び災害の2種類の作成が必要です。 策定については、①非常時の指揮命令系統の確保②発生時の従業員の確保、連絡先の共有③発生時の優先業務をあらかじめ整理する④計画を実行できるように計画の周知、研修や訓練（年1回以上）を行い記録に残してください。 ※上記計画が策定されていない場合、減算がかかる可能性があります。
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための必要な措置を行っていない。	感染対策委員会の設置及び実施頻度に応じた委員会の開催、研修及び訓練を行い、記録に残してください。
支援プログラムの作成及び公表	5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした支援の実施計画（支援プログラム）の作成及び公表を行ってください。	事業所の基本情報に関する6項目、支援内容に関する6項目の合計12項目を網羅したものを事業所のホームページに掲載するなど、広く公表してください。 ※令和7年4月以降の未公表の事業者については、支援プログラム未公表減算が適用されます。
障害福祉サービス等情報公表制度について	情報公表対象サービスの登録ができていない。	寝屋川市に登録用紙を提出後、WAMNETからの通知に従い、提供するサービスの内容等を事業者が報告。 ※令和6年度より未実施の事業者には減算が適用されています。

2 児童発達支援、放課後等デイサービスに関する事項

項 目	指 導 事 項	ポ イ ン ト
給付費に関する事項	各種加算の要件を満たさない事例（児童指導員等加配加算等）が見受けられたので、加算の要件について、適切に把握し、管理するとともに、要件を満たさない期間については、過誤調整を行うこと。	人員配置に係る加算については、必ず、要件を満たしているかどうか、毎月、確認をしてください。
運営に関する事項	利用者数について、減算要件には該当しないものの恒常的に利用定員を超過している状況が見受けられた。やむを得ない事情がないにもかかわらず今後も引き続き定員を超過する状態が続く場合は、利用定員を増員するなど適切な対応に努めること。	やむを得ない場合を除き、指定を受けた定員を遵守するようにしてください。